

2019年度 山形市の消費者トラブル

～架空請求やインターネットを利用したトラブルが多かった！～

心配な時、困った時は、消費生活センターにご相談ください！

◆「架空請求」の相談が多発！

・依然として架空請求の相談が多く寄せられました。昨年度は特に、実在する裁判所や企業をかたる封書や圧着ハガキを送り付ける手口が目立ちました。



- ・不特定多数の人にメールやハガキ、封書が届いています。
- ・架空請求は、一切連絡せず、無視しましょう。

◆光回線サービスに関する勧誘トラブルにご注意！

・「光回線サービスのサービス変更の手続きをしたはずが、別業者との契約になっていた」「光回線は必要ないのに、IP電話を契約させられた」等の相談が寄せられました。



- ・勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名や契約内容を確認しましょう。
- ・契約書面を受け取ってから8日以内であれば、「初期契約解除制度」が利用できます。

◆ネット通販の「定期購入」「覚えのない商品が届いた」等の相談が絶えません！

・「ネット広告を見て、お試し価格で1回だけの購入だと思っていたら、定期購入になっていた」「激安価格に惹かれ代金をクレジットカードで決済したが、注文した商品が届かず別の商品が届いた」というトラブルが後を絶ちません。



- ・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- ・申込みの前に、事業者が定めた販売条件や契約内容を必ずよく確認し、納得してから契約しましょう。
- ・お試し価格や激安をうたっている通販サイトには、注意しましょう。

山形市消費生活センター

相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

いやや

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン 188